

## 住宅用火災警報器の設置の義務化について

**忘れずに!**

住宅用火災警報器について、新築住宅の場合は昨年6月より既に義務化になっています。また、既にお住まいになっている住宅についても平成23年6月1日までに設置することが義務付けられています。

設置する場所は



- 1 寝室として使用している部屋
- 2 階段の天井部分です。

## 消火器の不適切な点検業者及び住宅用火災警報器の悪徳訪問販売

**注意**

点検業者を巧妙に装い消火器の点検に来て、莫大な金額を請求する被害が発生しています。特に消火器をたくさん設置している事業所を狙って来ることが多いようです。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い地方では悪質訪問販売による被害が発生しているようです。

## トラブル防止のポイント

- ・身分証明書等の提示を求める。
- ・はっきりと点検を拒否する。
- ・契約書にハンコを押さない。



## 冬を迎えるにあたり

例年、積雪期、融雪期になると雪の重みや落雪による、屋外灯油タンクやガスの配管破損による漏油、ガスもれ事故が発生しております。

日頃から配管等には負担がかからないよう早め早めに除雪をするなど事故を未然に防ぐよう気を付けましょう。

ただし、除雪をするときには自分の安全を確保したうえでタンクや配管等に傷を付けないよう気を付けて実施しましょう。



## 紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署	予防課	予防係
	電話	0164 - 42 - 2211
	直通	0164 - 42 - 2296
留萌消防組合小平支署	予防係	
	電話	0164 - 56 - 2221
留萌消防組合鬼鹿支署	電話	0164 - 57 - 1253

## 秋の火災予防運動（10月15日～10月31日）

《全国統一標語》

『火は見てる あなたが離れる その時を』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



第41号

## 秋の火災予防運動が実施されます

10月15日(月)から10月31日(水)までの間、  
「火は見てる あなたが離れる その時を」

を統一標語に秋の火災予防運動が実施されます。

暖房や料理などで火を使うことが多くなるこの季節、火に対する警戒心があるそかにならないよう事業所内、家庭内で話し合いましょう。

また、自然災害(台風、地震など)に対しても日頃の準備など事業所内、家庭内で話し合ってみてはいかがでしょうか？

留萌消防組合では火災予防運動期間中、火災防ぎょ訓練や住宅防火展など、さまざまな行事を通じて火災予防を訴えてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



## 家庭での地震対策（地震が起きた時の心得）

1. まず、わが身の安全を！あわてて外に飛び出さな！
2. すばやく火の始末！
3. 火がでたらすぐ消火！
4. 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意！
5. 生き埋めになっている人がいれば、助けを呼んで救出を！
6. 狭い路地、塀の側、がけや川べりに近寄るな！
7. 避難は徒歩で！持ち物は少なく！電気・ガスの元栓はしめて！
8. 協力しあって応急救護、自主防災活動に参加！
9. 正しい情報をつかみデマにまどわされるな！



## 地域住民による救出活動

阪神淡路大震災では、約9割近くの人が倒壊家屋の下敷きで亡くなっています。そして、その数倍の人が倒壊物の下から救出されていると言われていたのですが、その人達の3/4は家族や近所の人に助け出されています。

大震災では消防や警察等が直後に全ての場所に救出に駆け付けることは出来ません。自分の身の安全ばかりではなく「自らの地域は皆で守る」を合言葉に、地域での救出活動を忘れないようにして下さい。

